

住所の変更とそれに伴う手続き

(1) 住所の変更

○上河内町と河内町の住所○ (現在の宇都宮市の区域の住所は変わりません。)

☆変更の方法

「河内郡上河内町」「河内郡河内町」の表示はなくなり、「宇都宮市」の後に現在の大字名の「大字」を削除して「町」を加えて、「○○町」とします。

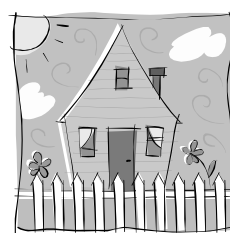
例：上河内町大字芦沼 → 宇都宮市芦沼町
河内町大字相野沢 → 宇都宮市相野沢町
※上河内町松風台は、宇都宮市松風台となります。

☆郵便番号・電話番号は変わりません。

【例外】

河内町大字大塚は、宇都宮市上大塚町になります。

(左の方法では、宇都宮市の現行の町名と同じ名称ができるため)



○合併後の住所表示○

《上河内町》

現在の住所表示		合併後の住所表示		よ み が な
上河内町	大 字 芦 沼	宇都宮市	芦 沼 町	うつのみやし あしぬまちょう
	大 字 今 里		今 里 町	うつのみやし いまざとちょう
	大 字 上 田		上 田 町	うつのみやし うわだちょう
	大 字 金 田		金 田 町	うつのみやし かねだちょう
	大字上小倉		上 小 倉 町	うつのみやし かみこぐらちょう
	大 字 関 白		関 白 町	うつのみやし かんぱくちょう
	大字下小倉		下 小 倉 町	うつのみやし しもこぐらちょう
	大 字 高 松		高 松 町	うつのみやし たかまつちょう
	大 字 中 里		中 里 町	うつのみやし なかざとちょう
	大 字 冬 室		冬 室 町	うつのみやし ふゆむろちょう
	大字松田新田		松 田 新 田 町	うつのみやし まつだしんでんちょう
	大字宮山田		宮 山 田 町	うつのみやし みややまだちょう
	大字免ノ内		免 ノ 内 町	うつのみやし めんのうちちょう
	松 風 台		松 風 台	うつのみやし しょうふうだい

《河内町》

現在の住所表示		合併後の住所表示		よ み が な
河内町	大字相野沢	宇都宮市	相野沢町	うつのみやし あいのさわちょう
	大字大塚		上大塚町	うつのみやし かみおおつかちょう
	大字叶谷		叶谷町	うつのみやし かのうやちょう
	大字上田原		上田原町	うつのみやし かみたわらちょう
	大字逆面		逆面町	うつのみやし さかづらちょう
	大字下ヶ橋		下ヶ橋町	うつのみやし さげはしちょう
	大字下岡本		下岡本町	うつのみやし しもおかもとちょう
	大字下田原		下田原町	うつのみやし しもたわらちょう
	大字白沢		白沢町	うつのみやし しらさわちょう
	大字宝井		宝井町	うつのみやし たからいちょう
	大字中岡本		中岡本町	うつのみやし なかおかもとちょう
	大字長峰		長峰町	うつのみやし ながみねちょう
	大字東岡本		東岡本町	うつのみやし ひがしおかもとちょう
	大字古田		古田町	うつのみやし ふるたちょう
	大字立伏		立伏町	うつのみやし りゅうぶくちょう

(2) 住所の変更に伴う主な手続き

- ※ この表に掲載されていないものは、市役所・町役場（3月31日からは地域自治センター）または各関係機関にお問い合わせください。
- ・4月2日以降、宇都宮市役所市民課及び地域自治センターで『合併に伴う住所表示に係る町名変更証明書』（無料）を発行します。各種手続きで必要な場合にご利用ください。

【現在上河内町役場・河内町役場で扱っているもの】

※問い合わせ先は、平成19年3月30日までのものです。

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
住民票・戸籍・印鑑登録など					
1	住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	あり	新しい住所を裏書しますので、平成19年4月2日以降、本庁又は地域自治センター、地区市民センター、出張所の窓口を持参してください。	宇都宮市市民課 632-2272 上河内町住民課 674-3131 河内町住民課 671-3204
2	印鑑登録証、町民カード	登録をしている方、左記のカードをお持ちの方	なし (自動交付機をご利用になる場合は、あり)	(窓口で使用する場合) そのまま使用できます。 (自動交付機で使用する場合) 宇都宮市の市民カード兼印鑑登録証への交換が必要となります(無料)。平成19年4月2日以降、必ず本人が、合併前の町の印鑑登録証、町民カードと、本人であることを確認できる書類(運転免許証やパスポートなど官公署発行の顔写真付きのもの)、認印をお持ちになり、本庁又は地域自治センター、地区市民センター、出張所の窓口へお越しください。	宇都宮市市民課 632-2272 上河内町住民課 674-3131 河内町住民課 671-3204
3	住民票	登録をしている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市市民課 632-2272 上河内町住民課 674-3131 河内町住民課 671-3204
4	戸 籍				宇都宮市市民課 632-2270 上河内町住民課 674-3131 河内町住民課 671-3204
5	電子証明(公的個人認証サービス)	登録をしている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市市民課 632-2267 上河内町住民課 674-3131 河内町住民課 671-3204
6	外国人登録	登録をしている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。ただし外国人登録証の裏面記載を希望される方は、平成19年4月2日以降、本庁又は地域自治センターに持参してください。	宇都宮市市民課 632-2273 上河内町住民課 674-3131 河内町住民課 671-3204
国民年金・国民健康保険など					
1	国民年金手帳・厚生年金証書	手帳・証書をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市国保年金課 632-2327 上河内町住民課 674-3131 河内町保険年金課 671-3205
2	国民健康保険被保険者証	被保険者証、受給者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年4月上旬までに宇都宮市の被保険者証・受給者証を郵送します。	宇都宮市国保年金課 632-2320 上河内町住民課 674-3131 河内町保険年金課 671-3205
3	国民健康保険高齢受給者証				宇都宮市国保年金課 632-2318 上河内町住民課 674-3131 河内町保険年金課 671-3205
4	老人保健法医療受給者証	受給者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年4月10日までに宇都宮市の受給者証を郵送します。	宇都宮市高齢福祉課 632-2307・2308 上河内町住民課 674-3131 河内町保険年金課 671-3205
税					
1	法人町民税に係る法人等の異動(変更)届出書	各町に本店・事業所等を置く法人	なし	住所変更の手続きは必要ありません。(商業・法人登記については、法務局への申請が必要です。10ページを参照ください。)	宇都宮市市民税課 632-2203 上河内町税務課 674-3131 河内町税務課 671-3203
2	市・町県民税に係る特別徴収義務者の所在地、名称変更届書				

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
口座振替					
1	税、公共料金等口座振替	口座振替登録をしている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	各税・公共料金担当課
ナンバープレート					
1	原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	標識・交付証明書をお持ちの方	なし	住所変更の手続きはありません。各町のナンバープレートを引き続き使用できます。なお、「宇都宮市」のナンバープレートに変更を希望される方は、平成19年4月2日以降に本庁又は地域自治センター、地区市民センター、出張所の窓口各町の「ナンバープレート」「標識交付証明書」と印鑑を持参して手続きしてください。	宇都宮市市民税課 632-2205 上河内町税務課 674-3131 河内町税務課 671-3203
介護保険					
1	介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年4月末日までに宇都宮市の被保険者証を郵送します。 ※合併前の要支援・要介護認定者については、要介護度および認定期間が引き継がれます。	宇都宮市高齢福祉課 632-8989 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町保険年金課 671-3205
児童福祉					
1	児童手当	手当を受給している方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市児童福祉課 632-2388 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
2	遺児手当	手当を受給している方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市児童福祉課 632-2387 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
3	児童扶養手当				
4	こども医療費受給資格者証	資格者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年3月末日までに宇都宮市の受給資格者証を郵送します。	宇都宮市児童福祉課 632-2296 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
5	ひとり親家庭医療費受給資格者証	資格者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年4月末日までに宇都宮市の受給資格者証を郵送します。	宇都宮市児童福祉課 632-2329 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
6	妊産婦医療費受給資格者証	資格者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年4月末日までに宇都宮市の受給資格者証を郵送します。	宇都宮市児童福祉課 632-2296 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
7	母子健康手帳	手帳をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市保健所健康増進課 626-1127 上河内町保健センター 674-8787 河内町健康福祉課 671-3206
幼稚園・小中学校					
1	幼稚園、小中学校に関する住所変更手続	学校等に在学(園)している方等	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市学校管理課 632-2724 上河内町学校教育課 674-3131 河内町学校教育課 671-3213

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
障害者福祉					
1	身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、各町地域の方で、住所表示の変更を希望される方は、平成19年4月2日以降に本庁又は地域自治センター、地区市民センター、出張所の窓口へ手帳および印鑑を持参し、変更手続きを行ってください。	宇都宮市障害福祉課 632-2339 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
2	重度心身障害者医療費受給資格者証	資格者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 各町地域の方には、平成19年4月末日までに宇都宮市の資格者証を郵送します。	宇都宮市障害福祉課 632-2363 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
3	特別児童扶養手当証書	手当を受給している方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市障害福祉課 632-2362 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
4	自立支援医療受給者証（更生医療）	受給者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 各町地域の方には、平成19年4月末日までに宇都宮市の受給者証を郵送します。	宇都宮市障害福祉課 632-2361 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
5	障害福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 各町地域の方には、平成19年3月末日までに宇都宮市の受給者証を郵送します。	宇都宮市障害福祉課 632-2366 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
6	地域生活支援事業利用決定通知書（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター）	決定通知書をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 各町地域の方には、平成19年3月末日までに宇都宮市の地域生活支援事業利用決定通知書を郵送します。	宇都宮市障害福祉課 632-2366 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
7	療育手帳	手帳をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、各町地域の方で、住所表示の変更を希望される方は、平成19年4月2日以降に本庁又は地域自治センター、地区市民センター、出張所の窓口へ手帳および印鑑を持参し、変更手続きを行ってください。	宇都宮市障害福祉課 632-2869 上河内町健康福祉課 674-3131 河内町健康福祉課 671-3206
8	精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市保健所保健予防課 626-1114 上河内町保健センター 674-8787
9	自立支援医療受給者証（精神通院）	受給者証をお持ちの方			河内町健康福祉課 671-3206

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
ペット					
1	犬の登録	犬を飼っている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 現在お持ちの鑑札を引き続きご利用ください。（なお、未登録の方は、登録が必要です。）	宇都宮市保健所生活衛生課 626-1108 上河内町生活環境課 674-3131 河内町生活環境課 671-3207
お 墓					
1	墓地使用許可証	許可証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市生活安心課 632-2819 上河内町生活環境課 674-3131 河内町生活環境課 671-3207
図書館					
1	図書館利用カード	宇都宮市立図書館・東図書館に登録している方	なし	上河内町・河内町にお住まいで、宇都宮市に通勤通学しており、市民用の黄色いカードをお持ちの方は、手続きの必要はありません。	宇都宮市立図書館 636-0231 宇都宮市立東図書館 638-5614 上河内図書館 674-1123 河内町立図書館 673-6782
			あり	広域利用者として登録し、ピンクのカードをお持ちの方は、市民用の黄色いカードと交換しますので、平成19年 3月31日以降に宇都宮市立図書館または東図書館にお申出ください。	
		上河内図書館に登録している方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 広域利用していた方も手続きは不要です。	
		河内町立図書館に登録している方			
上下水道					
1	指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店	指定業者	あり	住所変更の手続きが必要ですので、平成19年 4月2日以降、宇都宮市上下水道局に変更申請書を提出して下さい。	宇都宮市上下水道局 工事受付センター 633-3164 上河内町生活環境課 674-3131 河内町生活環境課 671-3207
2	水道・下水道の利用	現在水道・下水道を利用されている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市上下水道局 サービスセンター 633-3159 上河内町生活環境課 674-3131 河内町生活環境課 671-3207
占用許可					
1	町道占用許可証	許可証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	上河内町建設課 674-3131 河内町都市建設課 671-3209
2	法定外公共物占用許可証	許可証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市土木管理課 632-2527 上河内町建設課 674-3131 河内町都市建設課 671-3209
登 録					
1	入札参加資格業者（平成19・20年度登録）	登録をしている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市契約課 632-2165 上河内町総務課 674-3131 河内町管理情報課 671-3202

【栃木県の機関で扱っているもの】

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
運転免許証・パスポート					
1	自動車運転免許証	免許証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	宇都宮東警察署 662-0110 運転免許センター 0289-76-1100
2	パスポート	パスポートをお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自分で訂正してください。（ただし、他ページに書き込むことはしないでください。）	栃木県旅券センター 638-3811
障害者福祉					
1	一般特定疾患医療受給者証・登録者証	受給者証・登録者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	宇都宮市保健所保健予防課 626-1117 栃木県矢板健康福祉センター 0287-44-1297
2	小児慢性特定疾患医療受診券	受診券をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年3月末日までに宇都宮市の医療受診券を郵送します。	宇都宮市保健所健康増進課 626-1127 栃木県矢板健康福祉センター 0287-44-1297
3	養育医療券	医療券をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年3月末日までに宇都宮市の医療券を郵送します。	
4	療育医療券				
5	自立支援医療受給者証（育成医療）	受給者証をお持ちの方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。各町地域の方には、平成19年3月末日までに宇都宮市の医療受給者証を郵送します。	
許可・登録					
1	銃砲・猟銃所持許可	許可を受けている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。所持許可、更新申請等の手続きの際に併せて手続きを行ってください。	宇都宮東警察署生活安全課 662-0110
2	県道占用許可	許可を受けている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木県宇都宮土木事務所管理課 626-3123
3	電気工事業の登録	登録をしている方	あり	登録事項等変更届出書に住所証明書と登録証を添付して提出してください。	栃木県工業振興課 623-3196
4	入札参加資格業者（県）	登録をしている方	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木県監理課 623-2388 栃木県出納局会計課 623-3014

【国の機関・その他で扱っているもの】

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
郵便番号・電話番号					
1	郵便番号	—	なし	郵便番号は変わりません。住所変更の手続きは必要ありません。	最寄りの郵便局
2	加入電話・電話番号	契約者	なし	電話番号は変わりません。住所変更の手続きは必要ありません。	各電話会社
電 気					
1	電 気	使用者	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	東京電力(株) 0120-995-111

No.	項 目	該当する方	必要な手続	手続きの方法等	問い合わせ先
保 険					
1	政府管掌健康保険	上河内町・河内町にある適用事業所の事業主	なし	変更内容について社会保険事務所より各事業所へ通知書を送付します。	宇都宮西社会保険事務所 622-4281
		上河内町・河内町にお住まいの政府管掌健康保険任意継続被保険者 旧町地域以外に所在地のある事業所の政府管掌健康保険加入者	なし	住所変更の手続きは必要ありません。 被保険者証の裏面の住所欄は、ご自身で訂正してください。	
2	生命・損害保険証書等	生命・損害保険等に加入している方	ご確認ください	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細は各保険会社に確認してください。	各保険会社
自動車検査証					
1	自動車検査証	自動車の使用者・所有者	なし	自動車検査証（二輪の軽自動車については軽二輪届出済証）の住所については、各町名を「宇都宮市」として読み替える規定があり特に手続きは必要ありませんが、旧住所のままで差し支える場合は平成19年4月2日以降の受付時間（土日祝日を除く8:45～11:45、13:00～16:00）に自動車検査証等をご持参いただき栃木運輸支局登録窓口へ申請してください。	関東運輸局栃木運輸支局 登録ヘルプデスク 050-5540-2019
		二輪の軽自動車（126～250cc）及び二輪の小型自動車の使用者・所有者			
		軽自動車の使用者・所有者	なし	住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会栃木事務所 645-5161
登 記					
1	不動産登記簿記載の所有者の住所	土地、建物等の登記簿に、所有者または抵当権、地上権、仮登記等の権利者として上河内町、河内町の住所で登記している方	なし	合併により、所有者の住所が変更になりますが、旧町名を「宇都宮市」として読み替える規定がありますので、特に手続きは必要ありませんが、合併前の住所で差し支える場合は、宇都宮市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、登記名義人（所有者等）の住所変更登記（非課税）を申請してください。登記申請書の見本が宇都宮地方法務局登記部門に備え付けてありますので、それを参考にして申請書を作成し、19年3月31日以降、当該法務局登記部門に申請してください。	宇都宮地方法務局 登記部門 623-6333
2	商業・法人登記の会社の本店・支店の所在地と代表者の住所	上河内町、河内町に所在する会社・法人等及びその代表者	一部	(1) 商業及び法人にかかる本店等の所在地については、法務局が職権で変更します。支店及び従たる事務所（以下「支店等」）の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請してください（非課税）。登記申請書の見本が、宇都宮地方法務局登記部門に備え付けてありますので、それを参考にして申請書を作成し、平成19年3月31日以降、当該法務局登記部門に申請してください。 (2) 代表者の住所については、本店等を管轄する法務局に代表者の住所変更登記を申請してください（非課税）。登記申請書の見本は、(1)と同様に宇都宮地方法務局登記部門に備え付けてあります。	
預金・貯金など					
1	郵便貯金通帳・証書	郵便貯金をしている方	なし	一般的には、住所変更の手続きは必要ありません。証明書類の詳細については、最寄の郵便局に確認してください。	最寄りの郵便局
2	キャッシュカード・預金通帳・定期預金証書等	カード等をお持ちの方	ご確認ください	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引のある方は手続きが必要になる場合がありますので、詳細については各金融機関に確認してください。	各金融機関
3	クレジットカード	カードをお持ちの方		各社で対応が異なりますので、詳細は、各クレジット会社に確認してください。	各金融機関 各クレジット会社
4	各種有価証券	株券等の有価証券をお持ちの方		各社で対応が異なりますので、詳細は、各取り扱い窓口に確認してください。	各規約等に定める窓口